

一般社団法人 日本臨床神経生理学会 アワード委員会に関する規則

(総則)

第1 条 この規則は、一般社団法人日本臨床神経生理学会（以下、「当法人」という）の定款に則り、第7 章第30 条に定める委員会に関する補足事項を定める。

(業務)

第2 条 本委員会は、当法人のアワードに関する次の業務を行う。

- 1) 優秀論文の選出方法の検討
- 2) 優秀論文の選出
- 3) 日本臨床神経生理学会賞の選出方法の検討
- 4) 日本臨床神経生理学会特別賞（Jun Kimura Award、Hiroshi Shibasaki International Congress Award）の選出方法の検討
- 5) 日本臨床神経生理学会奨励賞の選出方法の検討
- 6) その他、学会として表彰する賞に関わること

(委員会委員の構成)

第3 条 委員会委員は学会理事会が会員の中から6～8 名を選び、学会理事長が任命する。

2 委員長は担当理事がその任にあたる。

(委員の任期)

第4 条 委員の任期は2 年とする。

2 委員の再任は3 期6 年をこえない範囲において認める。

3 委員会委員の二分の一程度ずつを新任者と交代する。

(改廃)

第5 条 本規則は、理事会ののち、代議員会の承認を必要とする。

附則

1. 本規則は、理事会の決議、代議員会の承認を経て、2017年11 月28日より施行する。
2. 施行時点での委員の任期は別に定める。

2023 年 11 月 29 日改訂(第2 条)